

2019年JAF関東ダートトライアル選手権 第9戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

<JMRC全国オールスター選抜戦>

TZ Super Trial 2019

特別規則書

公示

本競技会はFIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則に従いかつJAF国内競技車両規則、スピード車両規定、2019日本ダートトライアル選手権規定および統一規則、スピード行事競技開催規定、および本競技会特別規則書によって、JAF公認準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2019年JAF関東ダートトライアル選手権 第9戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

<JMRC全国オールスター選抜戦>

TZ Super Trial 2019

第2条 競技種目・格式

四輪自動車によるスピード行事競技(ダートトライアル)

JAF公認 準国内競技

第3条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ チーム・トライアルゾーン(TZ)

〒955-0022 新潟県三条市上保内794-4 カードバイザー・スコーチ内 代表 本間岳之

第4条 大会役員

| | | |
|-----------------|------------------|------|
| 審査委員長 小林楨衛(OCC) | 審査委員 中野恒之 (CD-1) | 近藤祐崇 |
| 組織委員長 本間岳之 | 組織委員 川崎裕一 | |

第5条 競技会役員

| | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 競技長 川崎裕一 | 副競技長 本間岳之 | コース委員長 坂井 徹 | 計時委員長 青木敏男 |
| 技術委員長 鈴木和明 | 救急委員長 近藤祐崇 | 事務局長 本間岳之 | |

第6条 開催日・場所

2019年9月8日(日) トライアルゾーン新潟 新潟県三条市檜山89

第7条 タイム・スケジュール

競技開始および進行については参加台数および天候などの理由で変更される場合もある。その場合は参加受理書、ドライバーズブリーフィング、当日の掲示板にて随時公式通知する。

| | | | |
|---------|-------------------|------------------|-----------------|
| ゲートオープン | 6:00a.m. | ドライバーズブリーフィング | 8:10a.m.~ |
| 参加確認受付 | 6:10a.m.~7:00a.m. | 1ヒート1号車スタート | 8:30a.m.~(予定) |
| 車両検査 | 6:20a.m.~7:20a.m. | 2ヒート1号車スタート | 1ヒート終了後50分後(予定) |
| 慣熟歩行 | 7:20a.m.~8:00a.m. | ※路面状況によりコースの散水あり | |

第8条 大会事務局

〒955-0022 新潟県三条市上保内794-4 カードバイザー・スコーチ TEL 0256-38-4755・FAX 0256-38-1285

第9条 参加資格

公安委員会発給の普通自動車運転免許証以上および2019年度に有効なJAF発給の競技運転者許可証を所有する者。

ただし、前年度の全日本シードドライバーで各部門各クラスの上位1名に認定された者の参加は認められない。

満20歳未満の運転者と参加申込みに際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第10条 参加人数・参加台数

参加台数は、各クラスの参加申し込み状況により、競技運営上の許容数とする。

第11条 参加車両ならびにクラス区分

2019年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。クラス区分は2019年JAF関東ダートトライアル選手権クラス区分に従う。(クラス区分は下表の通り)

| クラス | 気筒容積、駆動方式、参加車両 (部門) |
|-------------|---|
| N1500 & PN1 | 気筒容積 1,500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制平成 12 年規制以降の適合車両、および気筒容積 1,600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両とし、AE 車両を含む。 |
| PN2 & PN3 | 気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の PN 車両のうち、FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両とする。 |
| N1 | 2 輪駆動の N 車両および気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両 |
| N2 | 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両 |
| S1 | 2 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両および SC 車両 |
| S2 | 4 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両および SC 車両 |
| D | 排気量および駆動方式による区分なしの D 車両 |

※過給器付き車両の排気量は全クラスともに 1.7 倍換算

※ SC 車両、D 車両について、エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由であるが、触媒装置を装着しなければならない

第12条 参加申し込みおよび参加受理

1) 参加申し込み方法

所定の参加申込書に必要事項を記入・捺印し、申し込むこと。参加料を現金書留にて郵送するか、銀行振込にて送金すること。銀行振込の場合は参加申込書にその旨を明確に記入し、銀行振込後、参加申込書を郵送ください。

振込先: ゆうちょ銀行 【店名】一二八(読み イチニハチ) 【店番】 128

普通預金 4100163 ホンマ タケユキ

※ゆうちょ銀行からは 記号:11230 番号:41001631

2) 受付期間

2019年8月16日(金)～8月31日(土)必着

3) 参加申し込み先

〒955-0022 新潟県三条市上保内794-4
カーアドバイザー・スコーチ TEL 0256-38-4755・FAX 0256-38-1285

- 4) 参加受理については**不受理の場合のみ、書面で通知する。**
- 5) 参加受付期間内の参加取り消しは事務手数料2,000円を差し引き返金される。ただし、参加申込締切日を過ぎての参加取り消しの場合は返金されない。
- 6) スポーツ安全保険加入を強く推奨する。

第13条 参加料

1名 15,000円(昼食含まず、参加者およびサービス員1名の入場料含む)

第14条 車両検査

2019年日本ダートトライアル選手権統一規則第10条に従う。

第15条 車両変更

2019年日本ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第16条 慣熟走行

慣熟走行は行わない。慣熟歩行とする。

第17条 競技方法

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行い、ランニングスタートとする。
- 2) スタート合図は、国旗またはクラブ旗にて行う。
- 3) スタート前、ゴール後は係員の指示に従う。

第18条 信号表示

2019年全日本ダートトライアル選手権統一規則第19条に従う。

第19条 計時

- 1) 計時は、競技車両の先端が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最後のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) タイム計測は自動計測器で100分の1秒以上まで計測する。
- 3) コース内マーカーを設定した場合、接触してマーカーが転倒または移動した場合、1本につき5秒のペナルティを加算する。

第20条 順位決定

2019年日本ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第21条 一般安全規定

- 1) 全ての車輌は6点式以上のロールバーを装着すること。
- 2) 全ての車輌は前後にけん引装置を備えること。
- 3) 全ての車輌は4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技中はレーシンググローブ、ヘルメットを装着すること。
- 5) バドック内でのウォーミングアップランやブレーキテストを禁止する。

第22条 損害の補償

- 1) 参加者および競技運転者は、参加車両及びその附属品が破損、紛失、盗難等の場合、並びに会場の器物を破損した場合、理由の如何を問わず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、JAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務遂行によって起きたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両破損などに対しては、一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

第23条 抗議

2019年全日本ダートトライアル選手権統一規則第25条に従う。

第24条 抗議の時間制限

2019年全日本ダートトライアル選手権統一規則第26条に従う。

第25条 競技会の成立、延期、中止または短縮

2019年日本ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第26条 賞典

- 1) JAF賞：全クラスの1位～3位に対して、JAFメダルが授与される。ただし、2019年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第15条2.に従い、当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：各クラスごと1位～6位まで順位賞として表彰する。ただし、参加台数の30%を越えない範囲とする。
1位～3位 主催者楯、副賞 4位～6位 副賞

第27条 遵守事項

2019年全日本ダートトライアル選手権統一規則第33条に従う。

第28条 罰則

2019年全日本ダートトライアル選手権統一規則第17条に従う。

第29条 公式通知

- 1) 本特別規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示事項は、公式通知によって示される。
- 2) 公式通知は大会本部前に掲示する。

第30条 本規則の解釈

本特別規則書及び競技に関する諸規則(含む公式通知)の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会が決定する。

第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

本特別規則書は、本競技会に適用されるもので、参加受付と同時に有効となる。また、本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上
大会組織委員会